

**第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会
論点整理案（認定団体の認定スキーム）**

2018/3/23

検討会 事務局

論点4) 認定団体の認定スキーム

論点4) 認定団体から情報銀行に認定を行うときの取り扱いなど

〔問題意識〕

- 認定する際の審査はどのように行うべきか。
- 認定団体が情報銀行に認定を行った場合の証をどうするか。
(認定マーク? 認定証?)
- 認定された情報銀行が、認定内容に違反した場合、個人情報漏洩が起こった場合のスキームをどうするのか。
- 認定団体自体の運用スキームはどうあるべきか。

認定団体の認定スキーム（案）

- 認定団体の適格性について
 - ・独立性、公平性などが担保されていること
- 認定する際の審査の手法
 - ・認定申請者による申請フォーマットの入力
 - ・それにもとづいた、事務局によるヒアリング、有識者を構成員とする認定委員会による審査
 - ・認定料の設定
 - ・更新手続きの設定
- 認定団体が情報銀行に認定を行った場合、認定証を交付するものとする
 - ・情報銀行は当該認定証をHPなど含めて提示できる（認定申請時に、認定を受ける業務範囲を限定した事業者は、認定証の提示は当該認定を得た事業範囲のみとする）
 - ・認定団体は、認定者リストをHPなど含めて掲示する
- 認定された情報銀行が、認定内容に違反した場合、個人情報漏洩が起こった場合の対応
 - ・認定基準に違反した場合は、認定の留保、一時停止、停止、認定の取り消し、事業者名の公表などを含めて検討し、第三者委員会（監査（諮問）委員会）に諮問、判断。
- 認定団体と認定事業者との間で契約を締結すること
 - ・認定基準を遵守すること、更新手続き、認定基準違反時の対応、認定団体が認定事業者に対して、認定などに必要となる検査、報告徴収などできるようにすることなどを契約内容に含める
- 認定団体の運用体制
 - ・事務局
 - ・認定委員会
 - ・第三者組織（監査（諮問）委員会、データ審議会）
 - ・相談窓口

認定団体の運用スキーム(案)

